資料２

都市的地域での地域計画策定に向けた取組みと課題について

－大阪府交野市星田地区での地域計画策定の取組－

令和６年２月28日

交野市　都市整備部　農政課

概 要

星 田
の
取 組

1．交野市概要
2．市内地区計画
3．星田地区の概要
4．これまでの経過
5．現況地図作成と集落座談会の開催
6．営農上の集落の課題
7．営農上の課題の解決方策案
8．今後の取組方向について
9．取組の中で特に苦労した点
～都市部での取組みの工夫など～
10．最後に

1.交野市概要

・交野市は大阪府と奈良県の県境に位置し、東側と南側が山に囲まれる。

・天野川と交野山を有する自然豊かな地の“交野が原”は、多くの人に愛され、七夕伝説をはじめとする数々の伝説と結び付けられるようになった。

・大阪市、京都市および奈良市まで約20kmで、古くからこの３都市の文化を吸収し、独自の風土を育んできた。

・市域東西：4.5 km　南北：6.5 km　面積：25.56 ㎢
うち耕地面積：196 ha（7.7%）　田：149 ha（5.8%）　畑：47 ha（1.8%）

・本市内には、農業振興地域はない。

・市域世帯：34,082世帯　人口：77,272人（令和５年12月末現在）
うち総農家数：374 戸　販売農家数：137 戸　自給的農家数：237 戸
（耕地面積は令和４年、農家戸数は令和２年センサス）

2.市内地区計画

○現在、交野市内22か所で都市計画法に基づく地区計画が決定告示。

星田地区は
・星田北二丁目地区
・星田駅北地区
の地区計画と市街化区域に挟まれる地域。

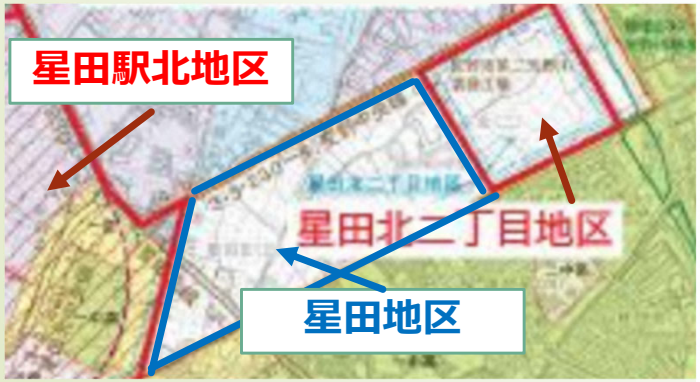

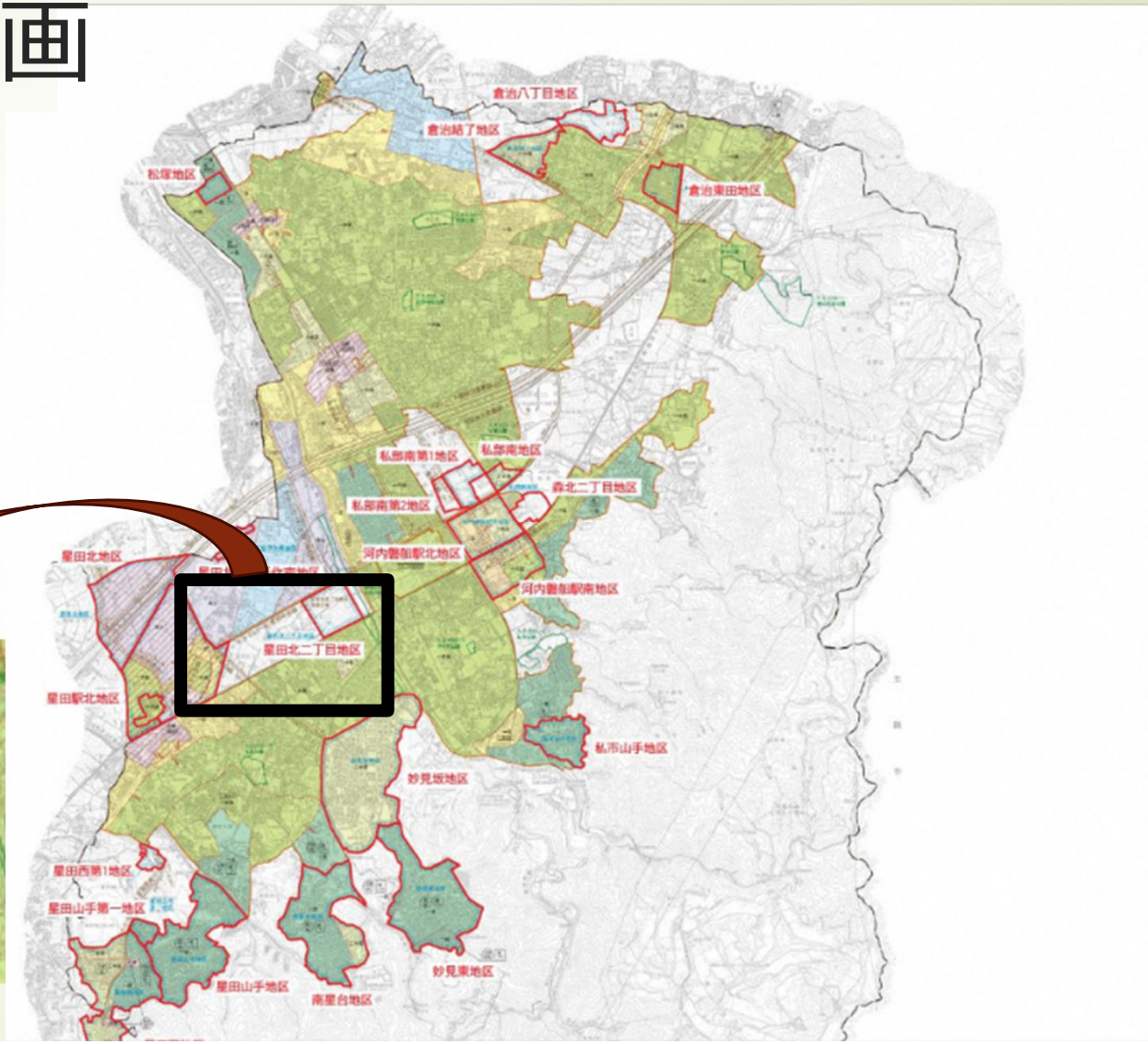

3.星田地区の概要

ALANDIS

星田地区では約7.6 haの農地が面的に広がる集団として維持される。
しかし、周辺は宅地や商業施設、地区計画決定区域等に囲まれている。
集落内には農業継続と開発志向の相反する意向を持つ農業者が混在

4.これまでの経過

これらの農地が無秩序に開発されないよう、また、将来にわたりどのように維持していくのかを検討するため、農業者の農地利用の意向把握が最重要と考え、農業委員会会長とともに、地元農業者に働きかけを行った。

市も都市開発はひと段落し、**「ほどよい田舎」として田園風景を残した街づくりが今後の30年を見据えた市の価値を上げると考え**、「人・農地プランの実質化」を図るため、基盤強化法の改正以前の令和３年に農業者意向調査を実施した。

令和３年７月～　　：農業者意向調査を実施し、その結果をもとに現況地図を作成

令和３年11月19日(金)：集落全員を対象とした調査結果報告会を開催

令和４年８月27日(土)：代表者決定会議で代表者を決定し、集落座談会で意思決定する体制を整える

5.現況地図作成と集落座談会の開催

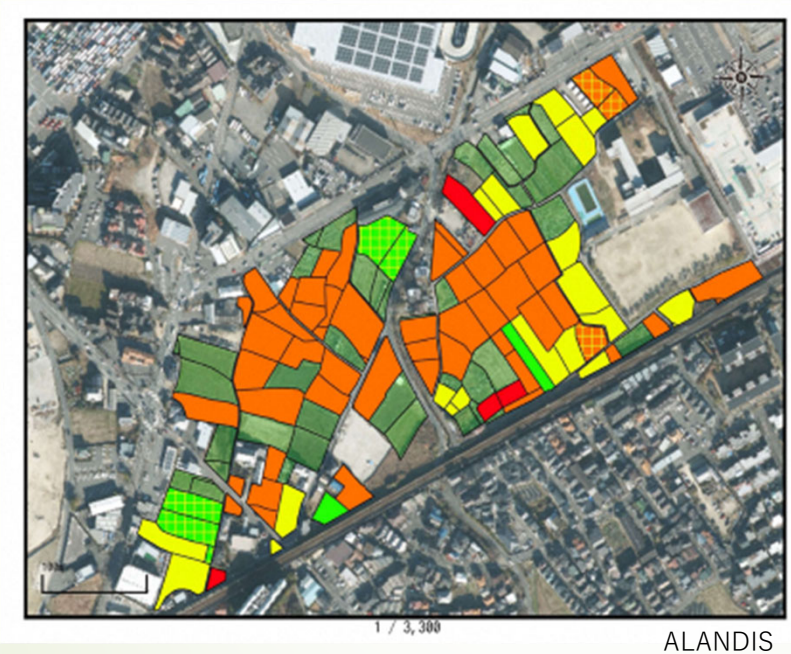

農業者意向調査結果と現況地図をもとに
これまで４回の集落座談会を開催

第１回　令和５年３月18日(土)
第２回　令和５年４月22日(土)
第３回　令和５年７月４日(火)
第４回　令和５年12月５日(土)

6.営農上の集落の課題

集落座談会で、以下の様々な課題を共有した。

・直ちに担い手不足が顕在化することはないが、**次世代の担い手確保**が懸念される

・**農道が狭い、あるいは崩れている**

・**揚水ポンプの老朽化や水路の掃除不良**などによる農業用水の不足

・少ない生産量に見合った**販路が少ない**

・地域住民の通行により**農道の通行に支障がでる**、**農地にごみを不法投棄される**などの周辺住民による問題が頻発

7.営農上の課題の解決方策案

課題の解決方策について、今後の話し合いを通じて検討を進める
※⇒以下は、今後検討する解決方策（案）

・直ちに担い手不足が顕在化することはないが、**次世代の担い手確保**が懸念される
⇒地域外からの担い手の受入れを促進
・**農道が狭い、あるいは崩れている**
⇒農振農用地でないため、国庫の活用は難しいが、府単独事業を活用するなどして、補修工事の実施
・**揚水ポンプの老朽化や水路の掃除不良**などによる農業用水の不足
⇒補助事業で施設更新するとともに、市民協働の活動で施設を維持管理する体制を構築
・少ない生産量に見合った**販路が少ない**
⇒学校給食への納品や、小ロットでも取り扱ってくれるような販路の開拓
・**農道通行への支障、農地にごみを不法投棄される**などの周辺住民による問題が頻発
⇒防災協力農地への登録や体験農園の実施により、周辺住民の農業への理解不足を解消

8.今後の取組方向について

・本地区で今後策定する地域計画は、担い手への農地の集約・集積を目指す計画というよりは、農地・施設の維持管理を中心とした地域課題を解決しながら、農地を保全していくための計画として、地域計画素案策定を目指す。

・地域計画そのものよりも、策定の過程の中で**地域に将来を話し合う場を作り、地域の話合いが継続していることが、一番の成果**だと考えている。

なお、地域の話合いが自主自立で継続するのであれば、**農空間づくり協議会※を設立し**、多面的機能支払交付金を活用するなどして、**地域ぐるみで農地を守っていく取組みを促進していく。**

※農空間づくり協議会：大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例に基づき、大阪府が認定する組織。農業者の方だけでなく、自治会や学校、地域活動団体など、地域に関わるさまざまな団体で構成される。

9.取組の中で特に苦労した点
～都市部での取組みの工夫など～

・農業者への地域計画の必要性の理解

担い手への農地集積・集約が進みにくい本地区において、地域計画策定の過程の中で、様々な地域課題を地域の話合いで抽出し、その解決方策を検討することの必要性を訴えた。

・部分的な計画策定も地域の話合いの結果としてはやむなし

府道沿いなど転用要件を満たす農地の耕作者に再度アンケート調査の提出を依頼しても回答がなく、地域計画の参画の意思が確認できない場合、地域の話合いを踏まえ、当該農地を除外し、合意形成できている範囲で地域計画を策定することも検討する。（12枚目参照）

・地域計画が権利抑制とならないことの理解

自分の代はともかく、次の世代では、転用も含め多様な農地利用が見込まれる方にも出来るだけ地域計画への参画を促すため、地域計画に農地が位置付けられることで、農地転用が出来ないといった「権利抑制」が生じないことを説明。また、転用申請前に必要となる当該農地の地域計画からの除去（地域計画の変更手続き）については簡素化（スライド13枚目参照）することも可能と説明。

（参考）部分的な地域計画の策定

現況地図の空白部分をなくし、出来るだけ多くの農地を将来につないでいくため、地域計画への位置づけが権利抑制にならないことや、もし、**転用が必要になった場合でも、手続きを簡素化していくこと（※前頁参照）などを説明し、意向調査への協力を働きかけた**。

ALANDIS

それでもなお、意向調査の回答がなく、参画意思を確認できない場合、

地域の話合いを踏まえ、沿道などで転用基準を満たす農地は地域計画に含めない

という方法により、部分的に地域計画の策定を進めることも検討。

（参考）大阪府における地域計画変更手続きの簡素化

～地権者に地域計画への参画を促すための工夫～

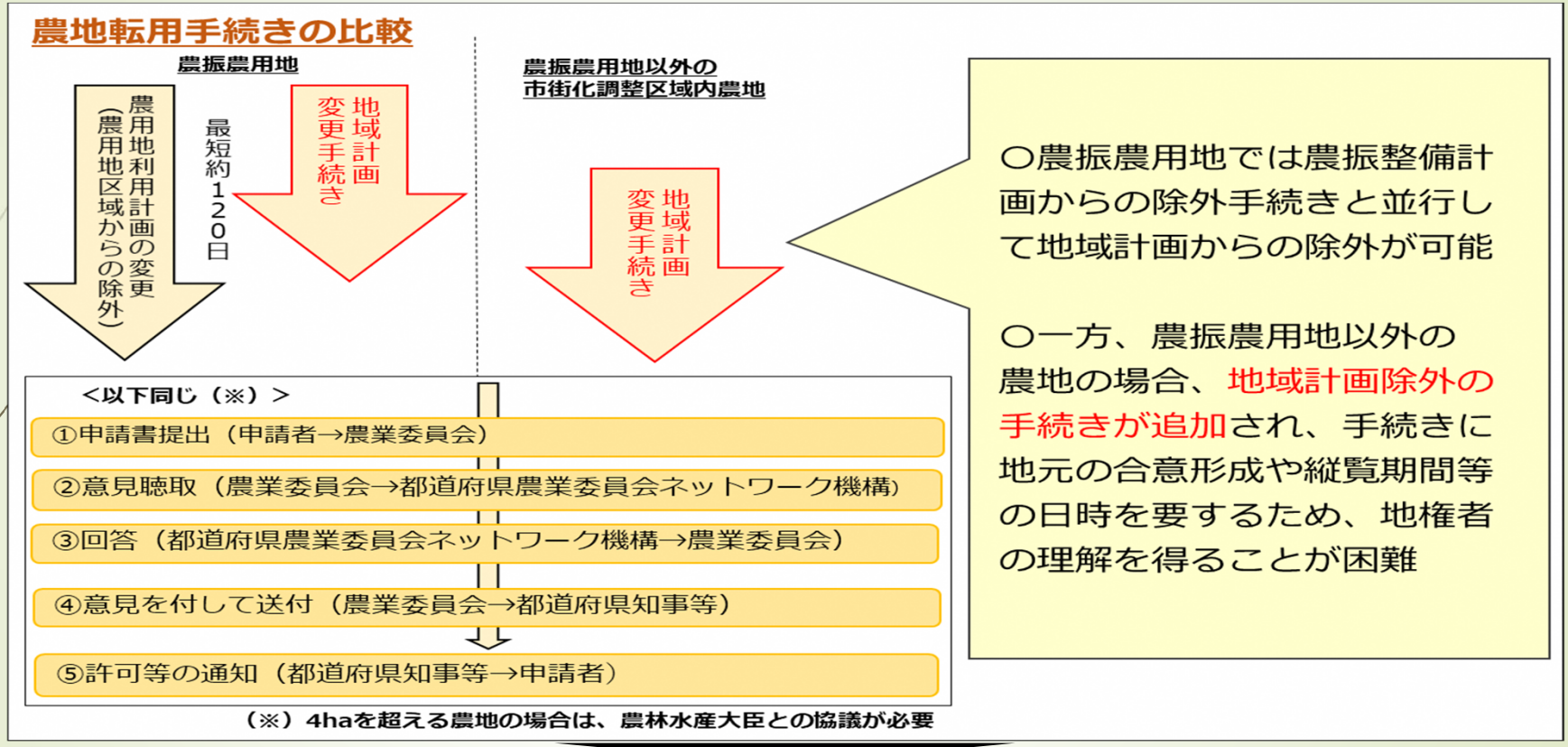

担い手への集積予定がなく転用許可基準を満たす農地においては、**事前に地元で話し合っておけば、転用申請に伴う地域計画の変更手続きに必要な地元協議が完了していることとする。**なお、関係者への意見聴取や2週間の公告縦覧等の手続きは行う。

10.最後に

・基盤法の目的を踏まえると、地域計画は農地を担い手に集積・集約し、強い農業経営を促進するための計画であるものの、市街地に近い市街化調整区域では、強い農業経営のみを目的とするだけでは、集落の地権者の心に刺さらない。

・本地区のように、集落内の農地を守っていきたいという思いの方々をまとめ、農地を保全し、農地の持つ多面的機能の発揮を主目的とする地域計画となることもひとつの到達点として、価値のあるものと認識している。また、今後の人口減少や開発圧力の低下等の社会情勢の変化により、本地区の農地も担い手へ集積・集約される農地となる可能性を秘めている。

・農業振興地域外の本地区においても、地域計画の策定が義務化された中、地域計画の策定・実現のインセンティブとなる事業の創設を国に期待したい。